

進路の手引き



「明るく 素直で たくましく」

沖縄県立 宮古特別支援学校

〒906-0002 沖縄県宮古島市平良字狩俣 4005-1

TEL (0980) 72-5117

FAX (0980) 72-5320

ホームページ <http://www.miyako-sh.open.ed.jp>

***** 目 次 *****

手引きを読み進める前に ①【社会参加・自立のために】【職業準備性】
②【キャリア教育と進路指導】

1	宮古特別支援学校の進路指導およびキャリア教育	
	（1）ライフステージを考えよう	1
	（2）社会人になるまでの流れ 幼稚部→高等部	2
	社会人になるまでの流れ 高等部→卒業	3
2	障害者（児）への支援に関わるフローチャート	4
3	身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳	5
4	療育手帳はお持ちですか（療育手帳の交付）	6
5	手当、年金、共済制度	7
6	医療サービス	8
7	税金、各種料金の減免・割引	9
8	その他のサービス	10
9	あなたの進路はどのタイプ？	11
10	障害者総合支援法のサービス内容	13
11	福祉サービス事業所	16
12	就職するための支援機関	19
13	職業訓練	20
14	障害者雇用における各種支援制度	
	（1）ハローワークが窓口となっている制度	21
	（2）沖縄障害者職業センターが窓口となっている制度	22
	（3）沖縄雇用開発協会が窓口となっている制度	22
15	重度判定（重度知的障害者判定）について	23

社会参加・自立のために

卒業後の進路選択は、自らの生き方の選択につながります。どのような進路をとっても、一人ひとりが社会の中で持てる力を十分発揮し、卒業後の生活が豊かで充実したものになることを誰もが願っています。

小学部、中学部の早い時期から、将来の社会参加・自立のために必要な力をつけ発揮できるように、学校教育全般において、また、家庭生活の中でも取り組みましょう。

働く準備は早すぎることはない！今からでも

職業準備性

職業準備性とは、どこの事業所で働くにしても必要とされる基礎的な能力や態度のことです。卒業するまでには、下記1～5までのヒューマンスキルを身に付けられるよう取り組みましょう。

1. 心と身体の健康管理

服薬管理、通院、健康管理、病状理解、自己抑制等

2. 日常生活管理、基本的な生活リズム

金銭管理、規則正しい生活、就寝起床、食事・衛生管理等

3. 社会生活・対人技能

身だしなみ、会話、意思表示、感情コントロール、協調性、環境適応等

4. 基本的な労働習慣

ビジネスマナー、職場のルール、出勤状況、報連相、欠勤連絡、指示応答、安全管理

5. 職業適性

業務遂行・処理能力、作業速度、持続力、品質(クオリティー)、創意工夫等

キャリア教育と進路指導

(1) キャリア教育とは…「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成することを通して、キャリア発達を促す教育」です。(中教審「キャリア教育・職業教育特別部会」2011) キャリア(経験)を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育です。

(2) キャリア教育で身につけさせる力として…2006年11月文部科学省の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引」では、次のような内容(案)を示しています。

- ① 人間関係形成能力(他者の個性を尊重し、自己の個性を発揮しながら、様々な人とコミュニケーションを図り、協力・共同して物事に取り組む力)
- ② 情報活用能力(学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす力)
- ③ 将来設計能力(夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら、前向きに自己の将来を設計する力)
- ④ 意思決定能力(自らの意思と責任でよりよい選択・決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する力)

(3) 知的障害特別支援学校における「キャリア教育」では…児童生徒の障害の特性や発達段階に応じて、労働や就職・就労のみにとらわれず、自分でやれることを増やしていこうとする態度・意欲(労働観)を育み、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度(職業観)を育成します。

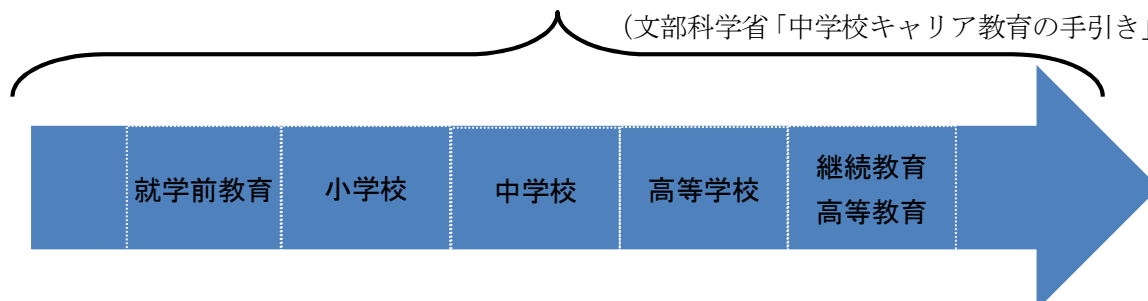
領域	進路指導	キャリア教育
対象	全ての中学生・高校生	全ての児童・生徒(学生)
習得すべき内容	将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力	社会的・職業的自立に向け、必要な知識、技能、態度
実践の場	全教育活動	全教育活動
主たる目標	将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力の伸長	社会的・職業的自立

(4) キャリア教育と進路指導の関係

進路指導は、キャリア教育の中核をなすものです。

キャリア教育

(文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」より)





進路指導

1 宮古特別支援学校の進路指導およびキャリア教育

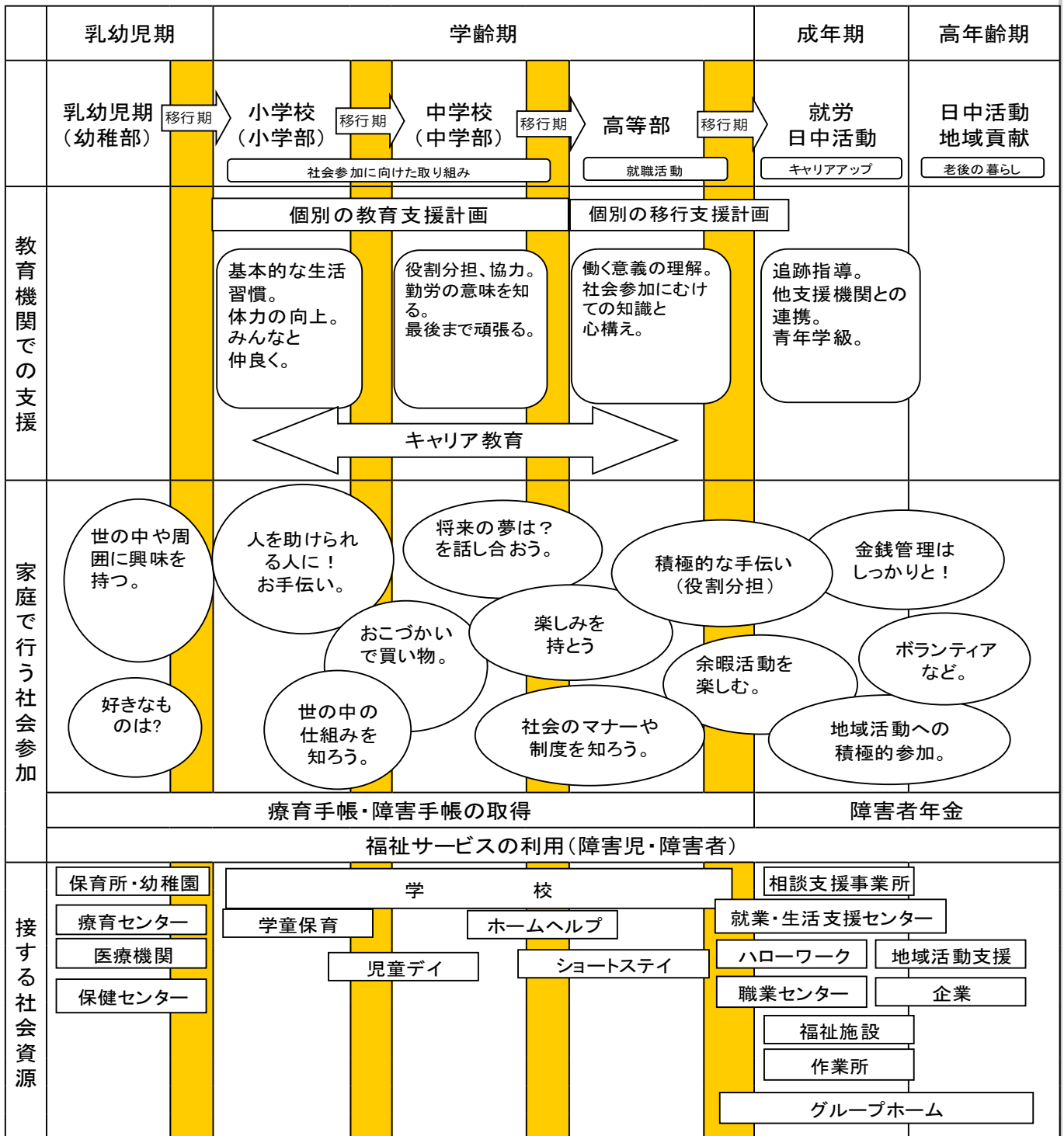
社会参加は、宮古特別支援学校の高等部に入学してから考えるのではなく、幼・小学部、中学部、そして高等部を経て、社会へとつながっていくのです。

子どもたちの将来の進路について考え、取り組んでいくのに「まだ早すぎる」ということはありません。

この『進路の手引き』は、高等部卒業間近になって進路を考えるのではなく、初等教育の時期からでも卒業後のことを考えていただきたいと思い、作成いたしました。

手引きの内容は、療育手帳や障害者自立支援法に関する内容、卒業後の福祉施設、企業就職にむけての支援機関等となっています。本人、保護者、教師のみなさんでご利用ください。

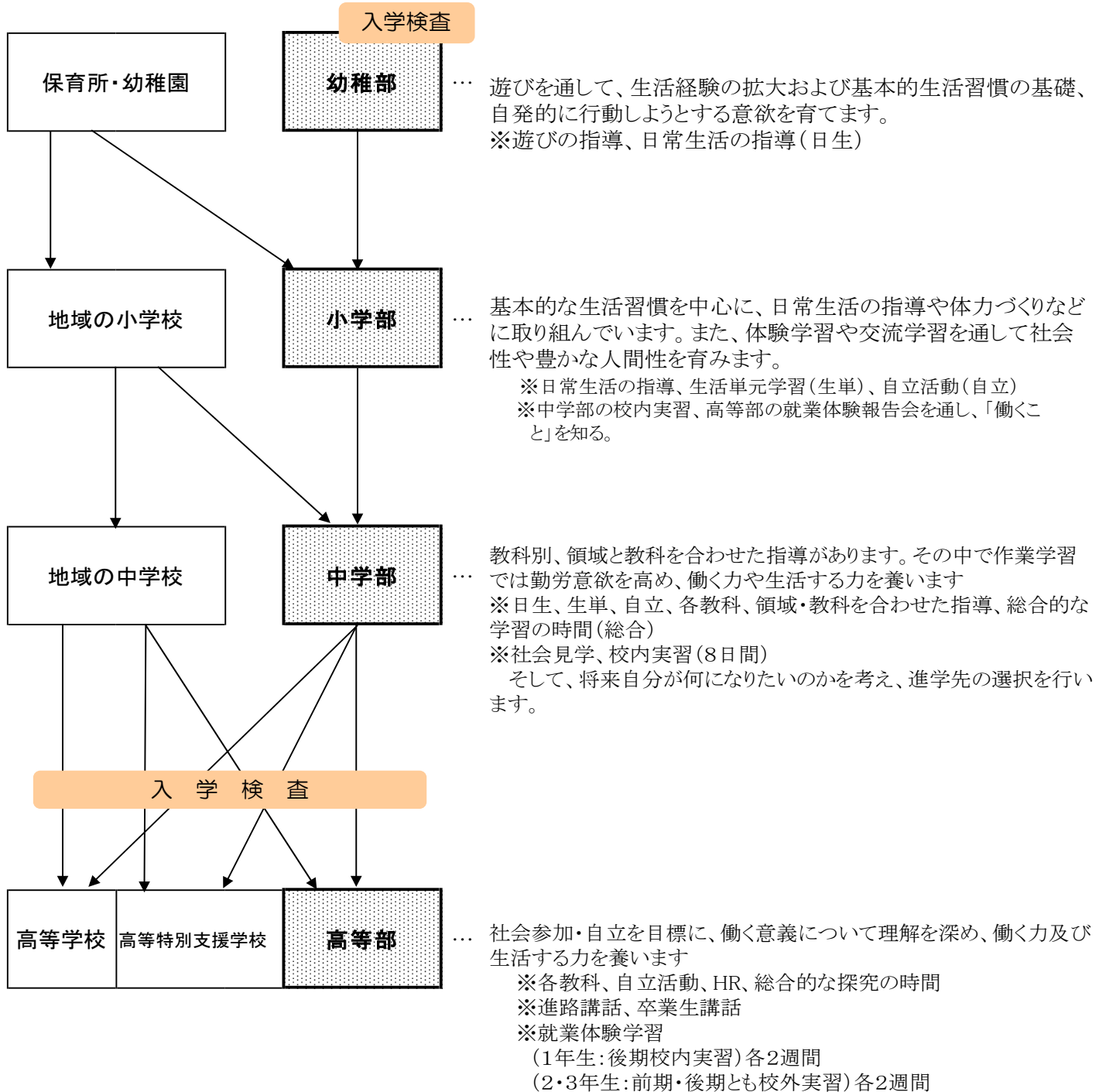
(1) ライフステージを考えよう



(2) 社会人になるまでの流れ 幼稚部 → 高等部

<地域の学校等>

<宮古特別支援学校>

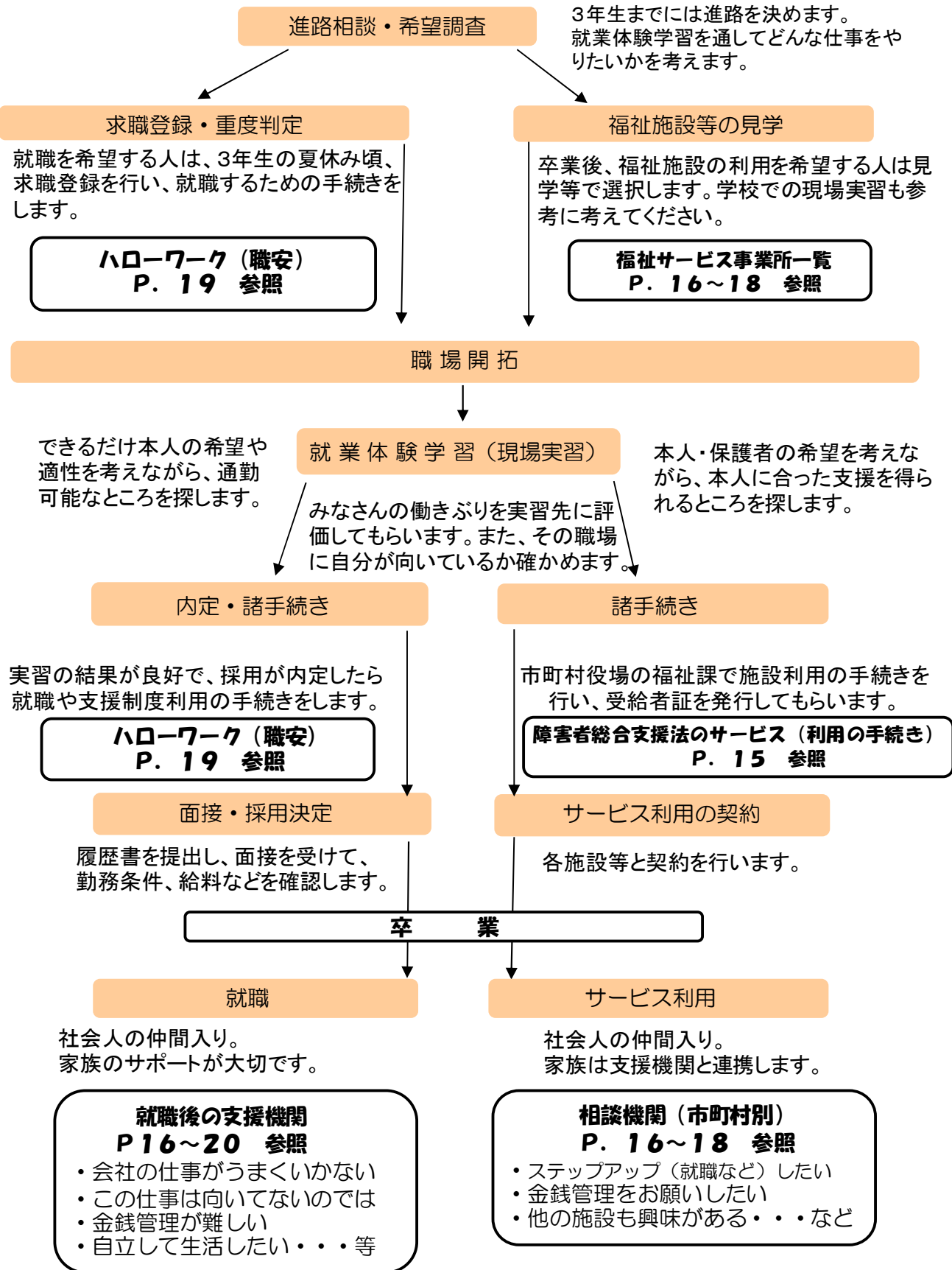


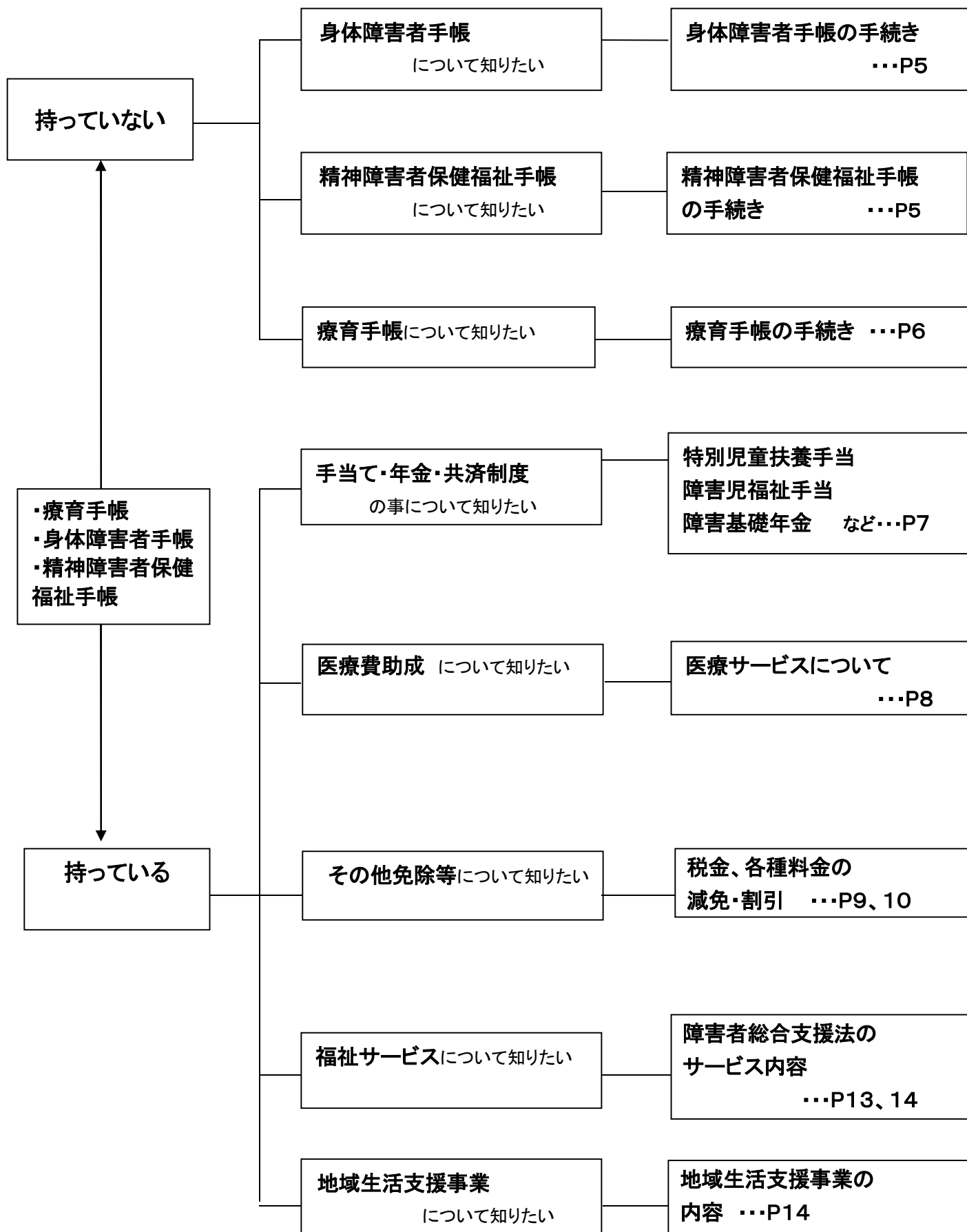
進路相談・希望調査

次のページへ



(2) 社会人になるまでの流れ 高等部 → 卒業

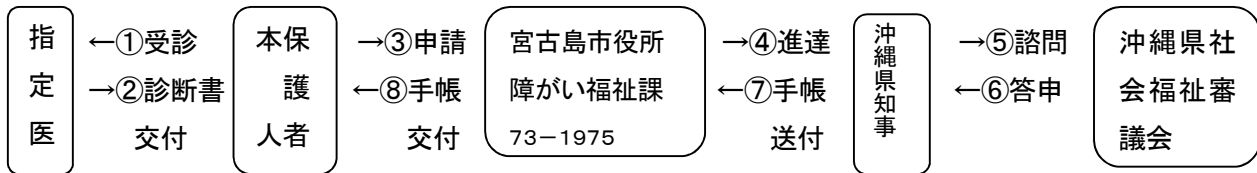




身体障害者手帳 身体に障害のある方が、種々の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳は重度の方から順に1～6級に区分され、交付されます。

【対象となる疾患】

- ・視覚機能障害 ・聴覚・平衡機能障害 ・音声・言語・そしゃく機能障害 ・肢体不自由
- ・心臓機能障害 ・じん臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・直腸・ぼうこう機能障害
- ・小腸機能障害 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ・肝機能障害



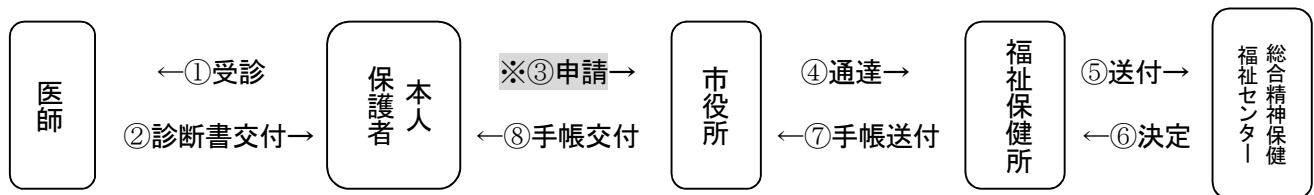
- (1) 指定医による身体障害診断書は、上記の障害ごとに診断書が異なるので福祉課よりもらう。
- (2) 交付申請書、印鑑と顔写真(たて4cm×よこ3cm、1年以内撮影、脱帽で背景無地)1枚を準備して、各市町村役場の福祉課で申請する。
- (3) 申請から約2ヶ月後に、手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳 精神に障がいを持つ方が、一定の障がいにあることを証明する手帳です。障がいの程度により1級～3級が 交付され、手当、福祉サービス及び支援を受けられるものがあります。

【対象者】 ・精神障がいのために、日常生活または社会生活に不自由のある方

- ・統合失調症・躁うつ病・てんかん・中毒 性精神病・認知症などの器質性精神病などの精神疾患
- ・初診日(はじめて病院にかかった 日)から6ヶ月以上たった日から申請可能

手続きの流れ

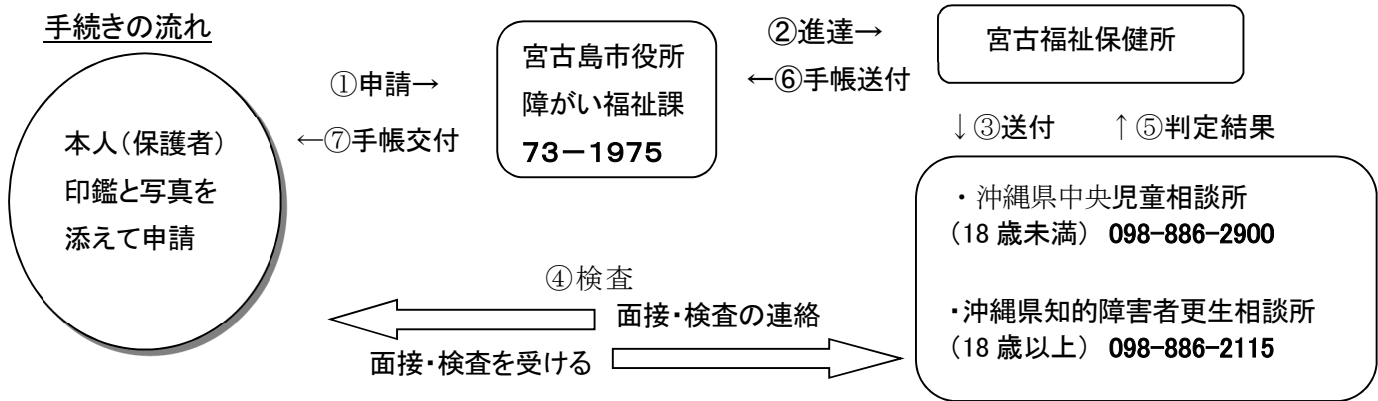


※申請に必要なもの

- ・申請書 ・医師からの手帳申請用の診断書 ・印鑑
- ・個人番号カード(または個人番号通知カードと身分証明書)

4 療育手帳はお持ちですか(療育手帳の交付)

療育手帳は、知的障がい者(児)が一貫した療育・援助を受け、この手帳を提示することにより、種々の福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。障がいの程度により、最重度(A1)・重度(A2)・中度(B1)・軽度(B2)の4段階に区分されます。



- (1) 交付申請書、生育歴、印鑑、顔写真(たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影。脱帽で背景が無地)1枚を準備し、各市町村役場の福祉課で申請する。
- (2) 検査から約2ヶ月後に、役場で手帳が交付されます。

※宮古島での検査は、年に2回となっております。検査人数に限りがあるため、ご相談はお早めに。

受けられるサービス、援助

- ・ 福祉サービス、各種補助具の支給、貸与、各種の手当て、年金、医療助成の給付
- ・ バス、タクシー、飛行機など交通機関、公共料金の割引
- ・ 福祉施設、グループホームへの入所
- ・ 求職登録及び職場適応訓練などの援助制度、その他、療育手帳に掲載されている事項

ご注意下さい

- ・ 療育手帳は6～12年毎に判定を受けることになっています(必要のない方もいます)。期限切れになっている方は、児童相談所又は更生相談所で判定を受けて下さい。
- ・ 住所変更があった場合は、市町村役場まで届けてください。

各種手帳により受けられる制度や福祉サービス等は障害の程度によって様々です。

手引きのP7～P10に一部載せていますのでご参照ください。

詳しくは、宮古島市役所障がい福祉課へご相談ください。

5 手当、年金、共済制度

障害の程度、年齢によって違いはありますが、次のような手当や年金がありますので、該当する場合は必要な手続きをして下さい。

名称	概要	対象	問い合わせ窓口
特別児童扶養手当	身体、知的に障害のある児童の養育者に支給。児童福祉施設に入所している場合は支給できないなど支給制限あり。	20歳未満で最重度、重度、中度の障害がある。A1 A2 B1(療育手帳)1級～3級(身体手帳)詳細は問い合わせして下さい。	宮古島市児童家庭課 73-1966
障害児福祉手当	心身または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に支給。特別児童扶養手当の対象の障害児のうち、特に障害の重い児童が対象。特別扶養手当と併用可。入院が3ヶ月を超過した時点で停止となる。	20歳未満の重度障害児(支給制限あり)	宮古島市障がい福祉課 73-1975
特別障害者手当	心身または身体に著しい重度の障害があるために、日常の生活全てにおいて特別な介護を要する20歳以上の在宅障害者に支給される手当。入院が3ヶ月を超過した時点で停止となる。	満20歳以上の重度障害者(支給制限あり)	宮古島市障がい福祉課 73-1975
障害基礎年金 ※障害者手帳と障害年金では判定の基準が異なっているため、手帳の等級が年金の等級にはならない。	20歳から特別児童扶養手当がなくなり、本人への年金支給に切り替わる。年間78～98万くらい。国民年金に加入する。障害が特に軽い場合、本人の所得が多い場合はもらえない事がある。 ※障害厚生年金の問い合わせは沖縄社会保険事務所平良支所 72-3650	満20歳以上の障害者	平良年金事務所 72-3650 宮古島市市民生活課 72-3751
心身障害者扶養共済制度	保護者が生存中に掛け金を納付。保護者が死亡又は重度障害者になった場合残された障がい者に終身年金を支給。	心身障害児を持つ保護者	宮古島市障がい福祉課 73-1975
乳幼児医療費助成	乳幼児の入・通院(外来)に要するに医療費を地方自治体が支給	入院費は就学前まで、通院は4歳未満	健康増進課 73-1978
生活保護	生活に困窮する者を対象に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている。保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。		生活福祉課 73-1962

労災保険制度	労働者が業務中や通勤途中に負傷・疾病・障害・死亡した場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行っている。	宮古労働基準監督署 72-2303
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用のしかたや、お金のやり取り・管理などに困ったり不安を感じている障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをする事業。「福祉サービス利用のためのお手伝い」「日常的金銭管理のお手伝い」「書類(通帳・印鑑)などの預かりサービス」などを提供。宮古島市社会福祉協議会が実施。	宮古地域福祉権利擁護センター 75-3955
生活福祉資金貸付制度	障害者や高齢者、低所得世帯の自立更生や在宅福祉、社会参加促進を図るための資金貸付と民生委員による援助指導。	宮古島市社会福祉協議会各支所
母子・寡婦福祉資金の貸付	子どもを修学させるのに必要な資金、技術の修得や療養中の生活維持のための生活資金の貸付制度。その他貸付制度あり。	児童家庭課 73-1966

6 医療サービス

(1) 重度心身障害者(児)医療費の助成

重度の心身の障害のある方が、病気やケガで治療を受けた際、医療費の一部が助成されます。助成を受けたい方は、申請し、重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けてください。

お問合せ先 宮古島市障がい福祉課 73-1975

助成対象者 ①身体障害者：身体障害者手帳1級又は2級の方

②知的障害者：療育手帳A1(最重度)、A2(重度)の方

申請必要書類 身体障害者手帳または療育手帳の写し、印鑑、本人名義の通帳の写し、健康保険証
所得証明書

その他の医療費支援

I. 自立医療支援(更生医療)…身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、施術などにより、障害が改善または機能の維持が保たれる見込みがある場合、その医療費が給付される。

【対象となる医療内容】ペースメーカー植え込み術 人口透析など

II. 自立医療支援(育成医療)…身体上の障害を有する児童、または今ある疾患を放置すると、将来、障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる者に対し、医療費の一部を給付する制度。本人が歩行困難と認められた場合には移送費が給付。

【対象となる医療内容】肢体不自由 視覚障害(斜視含む) 言語・そしゃく障害 心臓障害など

III. 自立支援医療(精神通院医療)…統合失調症やうつ病などの精神疾患のために、継続した通院治療を受ける方のために、医療費の一部を給付する制度。

(2) 重度心身障害児(者)全身麻酔下歯科治療事業(県)

重度の心身障害児(者)を対象に全身麻酔による歯科治療を行います。各年、年度始めに学校を通じて希望者を募っています。(宮古・八重山交互に実施)

問い合わせ：沖縄県障害保健福祉課 098-866-2190 *詳細はお住まいの各市町村の福祉課へ
沖縄県口腔衛生センター 098-879-8350

(3) 理学療法士・言語聴覚士のいる施設・病院

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号
社会福祉法人 ユームツ会 身体障害者更生援護施設 青潮園(理)	宮古島市平良字下里2632-1 電話:72-7795
社会福祉法人ムサアザ福祉会 知的障害者厚生施設 ふれあいの里(言)	宮古島市平良字西仲宗根1327-1 電話:73-5305
沖縄南部療育医療センター	那覇市寄宮2-3-1 電話:098-832-3283
沖縄中部療育医療センター	沖縄市比屋根5-2-17 電話:098-932-6077
沖縄療育園	浦添市経塚714 電話:098-877-3478
那覇市療育センター	那覇市鏡原10-40 電話:098-858-5206
南部徳洲会病院(理・作・言) 電話:098-998-3221 沖縄赤十字病院(理・作・言) 電話:098-853-3134 琉球大学附属病院 電話:098-895-3331 豊見城中央病院 電話:098-850-3811	オリブ山病院(理・作・言) 電話:098-886-2311 県立南部医療センター(理・作・言) 電話:098-888-0123 那覇市立病院(理) 電話:098-884-5111

7 税金、各種料金の減免・割引

名 称	概 要	対 象	問 い 合 わ せ
所得税・住民税 の控除	障害者の所得や障害者を扶養する家族の所得に対して控除があります。また障害者の所得によっては県民税、市民税が非課税になることがあります。相続税、贈与税についても控除があります。	知的障害児(者) 身体障害児(者)	税務署 市町村の税務課
自動車税・自動車 取得税の免除	生計を同じくする人が障害児(者)のために使用する自動車について、税が免除される場合があります。	知的障害児(者) 身体障害児(者)	県税事務所(普通乗用車) 自動車税事務所(軽自動車)
交通機関の 運賃割引制度	バス、鉄道、船舶・・・50%の割引 航空機・・・・・・25%の割引 タクシー・・・・・・10%の割引 個人タクシーはなし ※宮古では各タクシー会社に委ねられているため摘要されないかもしれない	知的障害児(者) 身体障害児(者) 年齢、障害の程度により、介護者割引あり	各事業所
有料道路 通行料金の割引	障害者本人、又は介護者が運転して移動する場合50%の割引があります。事前に割引証の交付を受けて下さい。	重度の知的障害者 身体障害者	宮古島市 障がい福祉課 73-1975

NHK料金の割引	障害の種類にかかわらず、障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合・・・全額免除 視覚・聴覚障害者または重度の障害者が世帯主の場合・・・半額免除	身体障害者 知的障害者 精神障害者 視覚・聴覚障害者	NHK視聴者 コールセンター 0570-077-077
----------	--	-------------------------------------	-----------------------------------

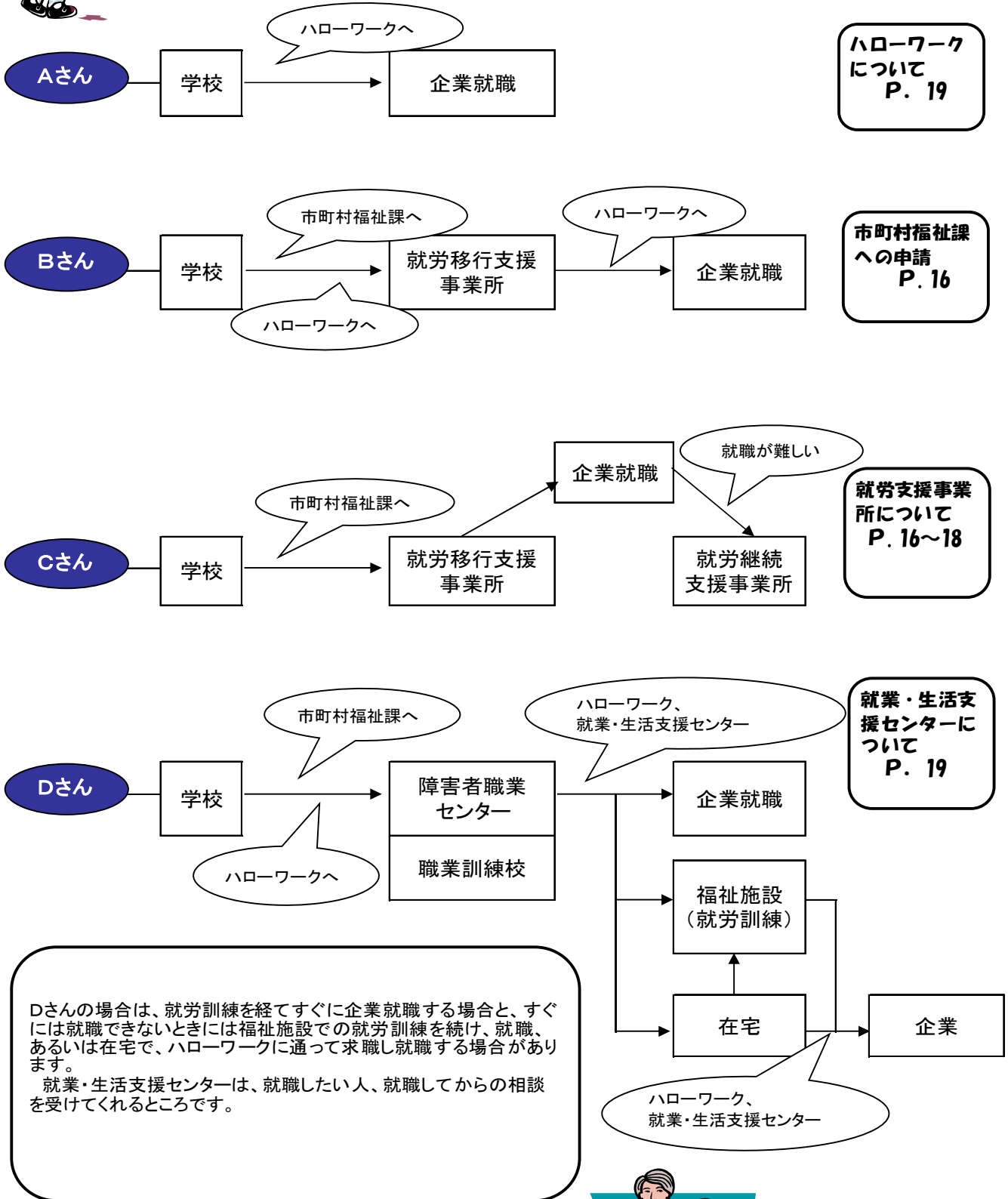
8 その他のサービス

名 称	概 要	対 象	問い合わせ
介護タクシー	観光や買い物など「お出かけ」の手伝い。スロープ車あり。初乗運賃430円。乗降ヘルプ500円。車椅子貸し出しあり	※要予約 障害者手帳を持っている方は1割引	ヘルパーステーション みつば 75-3043
自動車運転免許取得費助成事業	10万円を限度として助成。 ただし運転免許を取得後の支給。	障害者で就労等社会生活活動への参加のため免許を取得しようとする者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
障害者自動車改造助成事業	自立した生活・社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する車を改造する場合、1車輛1回限り10万円を限度	重度身体障害者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
手話通訳等派遣事業	手話や通訳ができる人を無料で派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る。(公的機関や医療機関での通訳、市民大会、学校等各種行事、公的研修、講座等) 派遣時間…午前8時～午後6時	聴覚障害者等	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具等を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図る。費用の給付は補装具に準じる	重度障害児	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
住宅改造費助成事業	段差解消など住環境の改善を行う場合に給付。原則1回の給付で、20万円を限度	重度障害者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対して外出のための支援を行う。利用時間午前8時30分～午後6時、1ヶ月32時間以内	視覚障害児者1・2級 肢体不自由児者1・2級 療育手帳A1・A2 など	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び日常介護の一時的な負担軽減を図る	日中居宅において、看護する者がいない、または介護者の休息が必要と認められた者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975

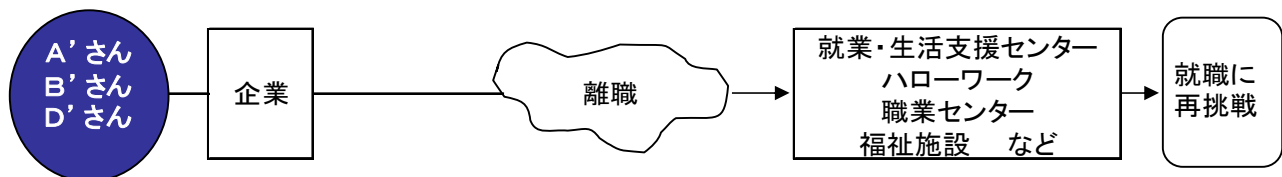
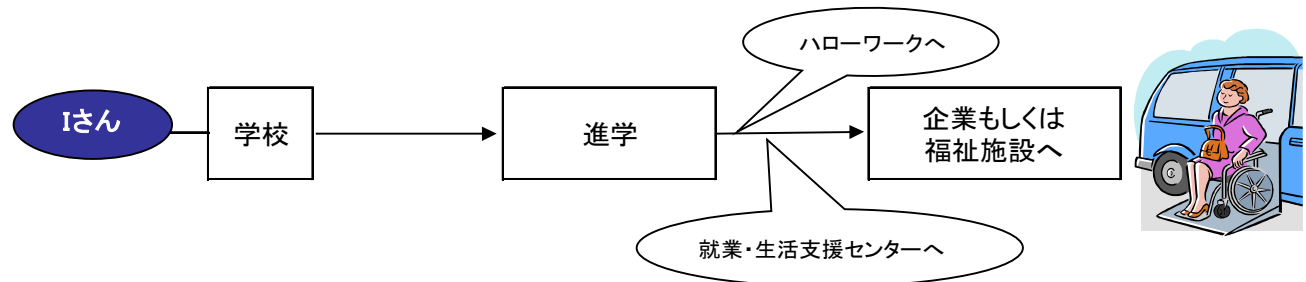
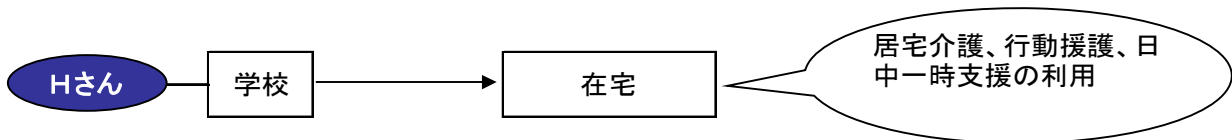
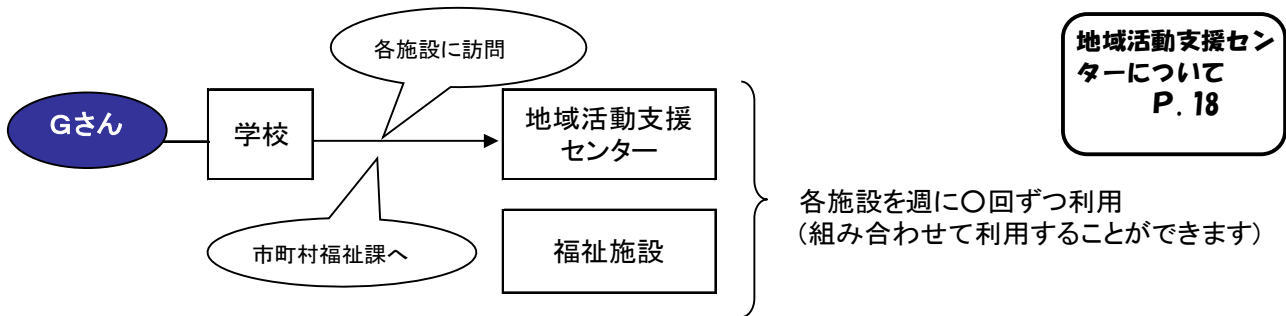
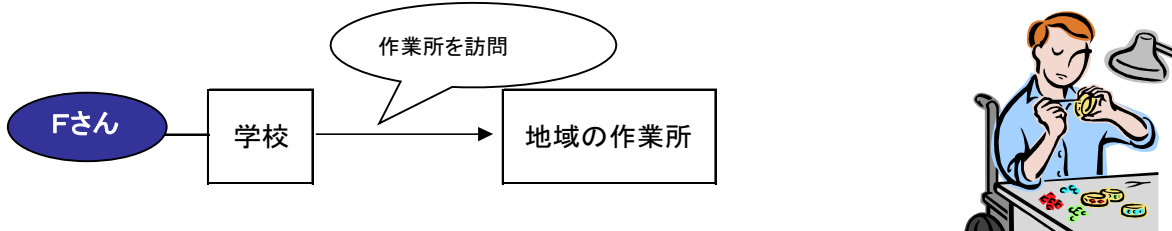
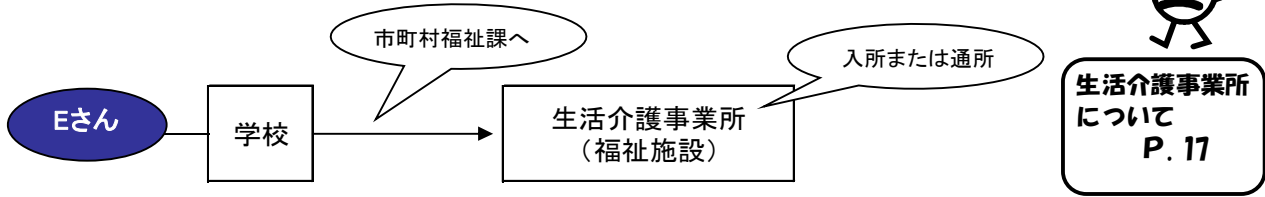
9 あなたの進路はどのタイプ？



進路決定にタイプの限りはありませんが、いくつかのタイプを提示しています。その中で示される支援機関等は各ページにてご確認ください。



9 あなたの進路はどのタイプ？



10 障害者総合支援法のサービス内容

福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

	サービス名	利用対象者	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者 障害児	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。 (例)・着替えや入浴の手伝い・食事の用意・部屋の掃除、通院送迎など
	重度訪問介護	障害者	ヘルパーが体に重い障害のある人の家に来て、身体介護や日常生活、外出の手伝いをしてくれます。
	同行援護	障害者 障害児	重度の視覚障害を持つ方の外出時の移動や視覚的情報の支援(代筆・代読など)、食事や排せつの介護など、外出時の援助が受けられます。
	行動援護	障害者 障害児	安心して外出できるよう、ヘルパーが行動を共にします。
	重度障害者等 包括支援	障害者 障害児	重い障害のある人が生活するために必要なサービスを組み合わせる ように、ケアマネジメントが「サービス利用計画」に基づいて複数 のサービスを提供します。 (例)・重度訪問介護と短期入所、・生活介護と共同生活介護など
	短期入所 (ショートステイ)	障害者 障害児	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることが できます。(入院のかわりにつかうことはできません)
	療養介護	障害者	障害が重い人が入院して医療を受けながら、日常生活の手伝い を受けることができます。
	生活介護	障害者	施設で、日中活動の支援を受けることができます。 (例)・入浴・トイレ・食事の手伝い・作業・創作活動など
施設入所支援	障害者	日常生活の支援を受けながら施設で生活することができます。 (生活介護の利用者→利用期間の制限なし) (自立訓練、就労移行支援の利用者→当該サービス期間限定)	

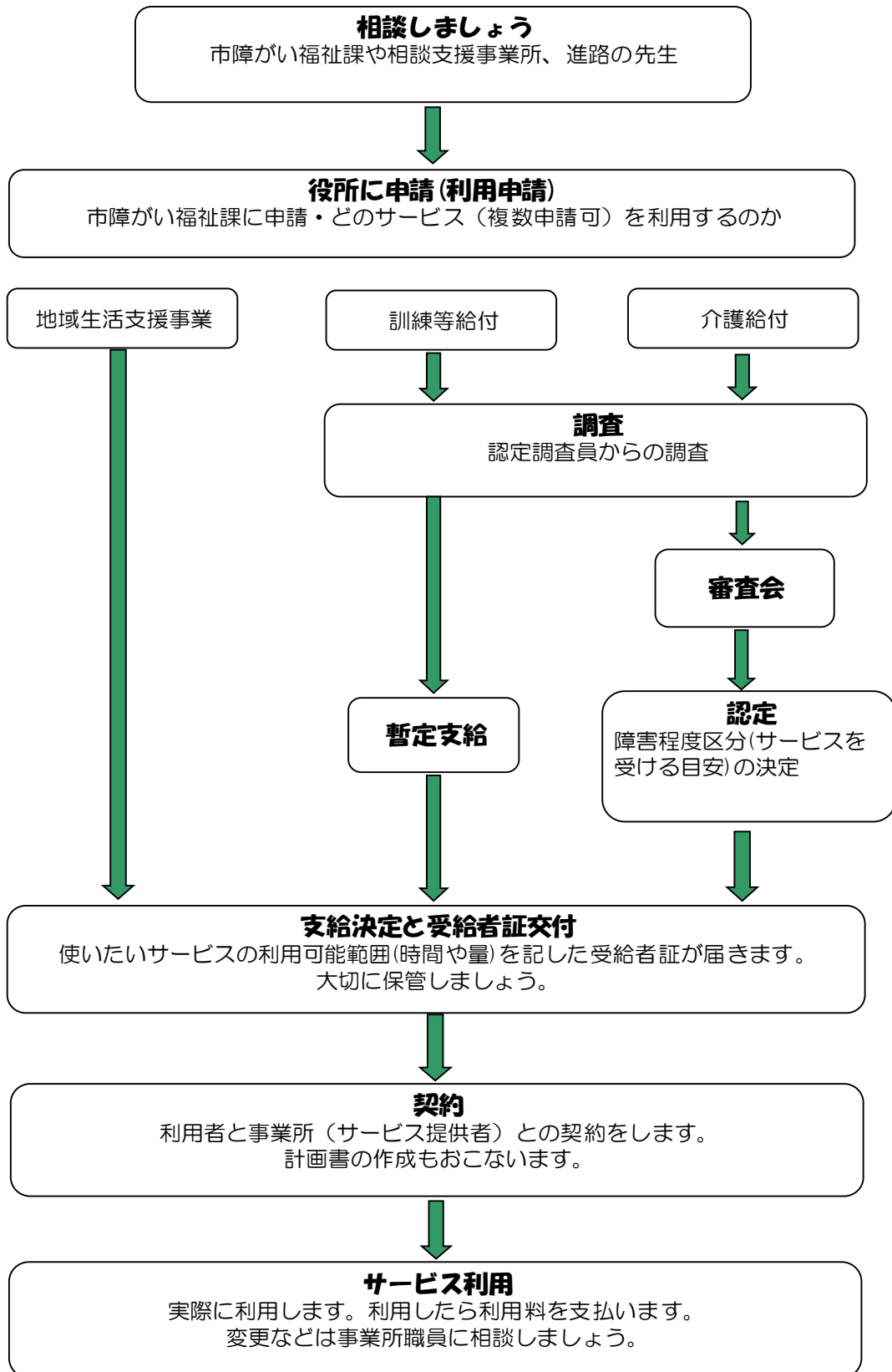
相談支援	計画相談支援	障害者 障害児	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用 計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等 を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	地域移行支援	障害者	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障 害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域 移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住 居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	障害者	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体 制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

	サービス名	対象者	サービス内容
訓練 等 給 付	自立訓練	障害者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	障害者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)	障害者	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	障害者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	障害者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	障害者	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

地域生活支援事業

市 町 村 事 業	理解促進研修・啓発	障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
	自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援	●相談支援 障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 ●基幹相談支援センター等の機能強化地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
	成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
	成年後見制度法人後見支援	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。
	意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
	日常生活用具給付等	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修	手話で意思疎通支援を行う者を養成します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他(任意事業)	市町村の判断により、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。たとえば、福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、日中一時支援があります。	

サービス利用の手続き



※介護給付は支給決定まで2か月かかることもあります。
※サービスによっては申請後の流れが違います。

11 福祉サービス事業所

宮古島市役所

機関名	住所・連絡先	業務内容
障がい福祉課	宮古島市平良字西里 1140 電話:73-1975	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉に関することを担当しています。

障害者の福祉に関する機関

機関名	住所・連絡先	備考
ふれあいプラザ宮古	宮古島市平良字西里 1472-82 電話:72-6668	精神保健福祉士や相談支援専門員を配置しています。
地域生活支援センターさぼ〜と	宮古島市平良字東仲宗根 234-1 電話:74-3719	療育に関する専門職がいるほか、障害者全般の相談も受けています。
みやこ学園	宮古島市平良字下里 3107-243 電話:73-7770	相談支援専門員を配置し、障害者全般の相談を受けています。
ていだ	宮古島市伊良部字長浜 1392 電話:78-4608	相談員を配置し、障害者全般の相談を受けています。
宮古保健所	宮古島市平良字東仲宗根 476 電話:74-2420	精神保健やアルコール、難病、エイズ、未熟児、感染症、育成医療の相談など。
宮古地域福祉権利擁護センター	宮古島市平良字久貝 706-1 電話:75-3955	福祉サービス利用の援助や日常的金銭管理など。ある程度の判断能力のある方が対象。

相談支援事業所

施設名	所在地	電話番号	対象者
相談支援事業所 ひらら (ふれあいプラザ宮古)	平良字西里 1472-82	TEL:72-6668 FAX:74-2130	障がい者 障がい児
くこりもや相談支援センター	平良字狩俣 4147-8	TEL:72-5665 FAX:72-5669	障がい者 障がい児
相談支援事業所 ていだ	伊良部字長浜 1392	TEL:78-4608 FAX:78-4608	障がい者 障がい児
相談支援事業所 あげぼの (あげぼの学園)	平良字西仲宗根745-7	TEL:79-0202 FAX:同上	障がい者 障がい児
相談支援事業所 みやこ (みやこ学園)	平良字下里 3107-243	TEL:73-7770 FAX:74-2338	障がい者 障がい児
地域生活支援センターさぼ〜と (ふれあいの里)	平良字東仲宗根 234-1	TEL:74-3719 FAX:73-5540	障がい者 障がい児
相談支援事業所 そうだんの窓口	平良字東仲宗根770-5	TEL:79-5474 FAX:79-5475	障がい者 障がい児
相談支援事業所 おおしお (青潮園)	平良字下里2632-1	TEL:72-7795 FAX:72-4554	障がい者
わかば相談支援センター	平良字東仲宗根676-9	TEL:72-8403 FAX:72-8423	障がい者
相談支援事業所 チョコっと	平良字東仲宗根779-1 (前泊アパート1階)	TEL:79-5187 FAX:79-5188	障がい者 障がい児
支援センター fit	平良字西里 1352-2	TEL:79-5115 FAX:79-5005	障がい者 障がい児
相談支援事業所 サンライズ	平良字下里1541-2 サンヒルズオオハマⅡ 101号	TEL:72-3556 FAX:79-5119	障がい者 障がい児

生活介護・生活訓練

(介護:生産活動を行いながら日常生活に必要な知識能力の向上を目指す)

(訓練:生産活動を行いながら自立した社会生活が出来るよう生活能力の向上を目指す)

施設名	所在地	電話番号	内容
障害者デイサービスセンター いけむら	平良字東仲宗根 234-1	TEL:74-3715 FAX:73-5540	手芸、園芸、立位訓練、音楽療法、機能訓練、パソコン等
わかば自立支援センター	平良字東仲宗根 676-9	TEL:72-8403 FAX:72-8423	生活リズムの確立をめざす 手芸、ゲーム遊び、美化作業等
生活介護事業所みやこ	平良久貝 1059 番地 宮嶋マンション 102 号	TEL:79-0658 FAX:79-0656	創作的活動、生産活動等

就労移行支援・就労継続支援施設

施設名	所在地	電話番号	内容
くこりもや (継続 B 型)	平良字狩俣 4147-8	72-5665	農作業、野菜栽培及び加工等
青潮園(継続B型)	平良字下里 2632-1	72-7795	農作業、野菜作り・販売、かりゆしウェア作り・販売等
みやこ学園 (就労移行、継続 B 型)	平良字下里 3107-243	73-7770	室内作業(ビーズ製品、咲織り等)、園芸(草花育苗販売)、公園掃除、花壇植栽等
アダナスパン工房 (継続 B 型)	宮古島市久貝 1264	74-1188	パン製造・販売
レストラン太平山 (継続B型)	宮古島市久貝 1264	79-5523	レストラン
野菜ランドみやこ(継続 A 型)	平良字西仲宗根 741-1	73-1717	水耕栽培野菜販売
わかば自立支援センター (継続B型)	平良字東仲宗根 676-9	72-8403	農作業、公園清掃、手工芸等
美しい舎(継続B型)	平良字西仲宗根 1327-1	73-5305	野菜栽培、肥料作り、喫茶
あけぼの学園(継続 B 型)	平良字西仲宗根 745-5	72-4960	農作業、清掃作業、花壇植栽など
グットライ(継続B型)	平良字下里 1013-1	79-5077	手芸、木工、農作業、委託清掃など
伊良部島ハーブベラ畑 (継続B型)	伊良部字仲地 489-1	78-5150	農作業、ハーブ加工等
オハナ宮古(継続 A 型)	平良字西里 860-11	72-1685	ハワイアンキルト・パッチワーク製作等
ビザライ「夢工房宮古」 (継続 A 型)	平良久貝 875-2	79-0361	委託清掃業務、アクセサリ作成・販売、PC入力等
手しごと事業所ビッグスマイル(ブリッジ)(継続A型)	平良字東仲宗根 163-1	79-0585	弁当製造、販売、配達、簡単なパソコン入力作業など
ステップ(継続A型)	平良字西里 1085-3-103	72-7558	農作業、施設、委託清掃、軽作業等
おおぞら(継続 B 型)	伊良部字長浜 1392	78-3783	農作業、清掃作業、室内作業
やすらぎ 障がい者活動支援センター	城辺字西里添 788	77-7800	農作業、宮古島市内公園草刈り・清掃、やすらぎ弁当
ハートフルみやこ事業所	下地字洲鎌 296-2	79-7685	パン製造、加工、販売、マンション清掃等

地域活動支援センター（専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。）

施設名	所在地	電話番号	内容
ふれあいプラザ宮古	平良字西里 1147-160	72-6668 FAX:74-2130	人・もの・制度、あらゆる社会資源を使って、当事者の日常生活を応援する。
デイサービスセンター いけむら	平良字東仲宗根 234-1	74-3719 FAX:73-5540	障害児等療育支援事業、指定相談事業所ならびに相談事業所、施設支援
地域活動支援センター 若葉	平良字東仲宗根 676-9	72-8403 FAX:72-8403	電話相談、公園の除草作業、創作活動・生産活動の支援、社会との交流、生活訓練など
地域活動支援センター やすらぎ	城辺字西里添 788	77-7800	農作物の生産と販売、果樹・花木・観葉植物等の栽培、陶芸・手芸等、地域の環境美化、福祉バザーの実施、チャリティー活動や地域行事への参加
地域活動支援センター あだん	平良字東仲宗根 494-2	73-0072 FAX:73-0072	手工芸等の製作・販売の支援、パン販売の支援、日常生活の支援、利用者宅訪問支援、地域行事等交流参加、野菜ランドの作物販売
地域活動支援センター サシバ	伊良部字長浜 1392	78-3221 FAX:78-3221	生活的活動の支援、家事訓練、創作的活動の支援、その他でデイケア交流・ボランティア活動等

自立生活センター（一定地域の障害者すべてに、障害種別を問わず総合的なサービスを提供する。）

自立生活センター まんだ	平良字西里 790-2	79-0341 FAX:79-0324	重度障害者の地域移行(自立支援)などの相談に障害当事者が相談に応じてくれます。
-----------------	-------------	------------------------	---

グループホーム

施設名	所在地	電話番号	内容
とびうおハウス (デイサービスセンターいけむら)	平良字東仲宗根 234-1	73-5305	手芸、園芸、立位訓練、音楽療法、機能訓練、パソコン等
スマイル	平良字久貝 706-1	73-4156	宮古島市社会福祉協議会平良支所が運営しているグループホーム。
グループホームみやこ	平良字下里 3102-243	73-7770 FAX:74-2338	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。女性のみ
グループホームわかば	平良字東仲宗根 676-9	72-8403	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。男性のみ
グループホームとも	平良字下里 1445-2	73-4525	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。女性、男性、ショートステイ用個室あり。
ケアホームくこりもや	平良字狩俣 1463、 1552	72-5665 (くこりもや)	日中活動の中で喜びや楽しみなど快適な生活が送れるよう支援します。男子寮、女子寮あり。
共同生活援助事業所 ドリームハウス	平良字西里 270-1	79-5323	宮古地区手をつなぐ育成会が設立した小規模グループホーム。
グループホームあけぼの	平良字西仲宗根 745-23	72-3858	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。

短期入所施設: ショートステイ（在宅介護者が病気や地区事業への参加などにより、一時的に介護できなくなった場合に、入浴、排泄、食事などのサービスを受けるもの。）

施設名	所在地	電話番号	内容
青潮園	平良字下里 2632-1	72-7795 FAX:72-4554	療護施設に準じた活動を行っている。
ふれあいの里	平良字西仲宗根 1327-1	73-5305 FAX:73-5306	身体障害者・知的障害者・精神障害者および障害児の短期入所サービス
あけぼの学園	平良字西仲宗根 745-5	72-1660 FAX:72-4961	知的障害者の短期入所サービス
漲水学園	平良字西仲宗根 745-5	72-4960 FAX:72-4961	障害児の短期入所サービス

12 就職するための支援機関

就職するための支援機関1 ハローワーク(公共職業安定所)
ハローワーク宮古 宮古島市字下里1020
TEL 0980-72-3329



「就職したい」と思ったら、学生なら進路の先生、卒業して授産施設など福祉就労している人は施設の職員、「就業・生活支援センター」などに相談しましょう。

就職する決意が固まったら、次はハローワークで**求職登録**を行います。

求職登録

住所、学歴、職歴、希望職種、資格、障害種別、障害程度、生活保護の有無、家庭環境などの確認を行います。

求職登録したけれども、企業との条件が合わず、就職できないときや就職のための知識や訓練を受けたいときの**支援機関**も利用できます。

ハローワークに「求人登録」している会社の情報を見て、自分が働きたいと思ったら、ハローワークから紹介してもらえます。

就職するための支援機関2 就業・生活支援センター
障害者就業・生活支援センターみやこ 宮古島市平良字下里1202-8
TEL 0980-79-0451

○就労支援員、生活支援員などの専門家による、就労及び生活支援の機関となっています。

対象者支援	<p>【相談支援相談】 今後の支援をどのようにしていくのかを一緒に考えていきます。</p> <p>【職場開拓支援】 やりたい仕事、できそうな仕事を探します</p> <p>【実習支援】 通勤や職業生活(仕事をする際の生活の仕方)などの支援、本人と一緒に事業所に入り、作業を一緒に覚えたり、一緒に改善方法を考えながら、実習先での雇用を目指して支援します</p>
事業所支援	<p>【雇用受入相談】 障害特性の説明(本人の特性について説明します)、諸制度の活用紹介(雇用にあたっての各種援助制度の紹介をします)、作業の選定(本人にあった作業を選ぶ相談をします)</p> <p>【作業指導支援】 障害特性の説明、指導方法のアドバイス、コミュニケーションのアドバイス</p>
家族支援	<p>【状況報告】 事業所と家族の橋渡しをしながら本人の様子を報告相談します</p> <p>【職業生活維持】 仕事をするにあたって生活面の支援の協力方法をアドバイスします</p>
連携支援	ハローワークや障害者職業センター、行政など、様々な機関と連携をし、就職や生活に向けた支援をします

※詳しくはみやこ福祉会のHP(<http://www.miyakofukushikai.jp>)をご覧ください。

就職するための支援機関3 障害者地域生活支援センター(指定相談指定事業所)
障害者地域生活相談支援センターさぼ〜と 宮古島市平良字東仲宗根234-1
TEL 0980-74-3715

障害者本人や介護されている方などから日常生活に関することや、介護サービス、就労支援など、様々な相談に応じてくれる機関です。

支援内容

本人はもちろん、家族や施設職員、教育職員からの相談にもものつてくれます。
2名の相談支援専門員がいます。福祉サービスに関する相談、就労に関する相談、療育に関する相談などに応じてくれます。必要に応じて、医療や行政、職場や関係機関と連携を取って各種手続きや連絡調整も行ってくれます。

1 3 職業訓練

1 県内職業能力開発校(障害者職業訓練)

各コース一定期間で基本的な知識や技術の習得を目指します。

(1) 具志川職業能力開発校

- | | | |
|----------------------|-------|-------|
| ①オフィスビジネス科(身体障がい者対象) | 定員7名 | 期間6ヶ月 |
| ②総合実務科(知的障がい者対象) | 定員15名 | 期間1年 |

(2) 浦添職業能力開発校

- | | | |
|--------------------|-------|------|
| ①オフィスビジネス科(障がい者対象) | 定員10名 | 期間1年 |
|--------------------|-------|------|

2 障害者委託訓練(県内)

沖縄県事業「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」に基づき、沖縄県立浦添職業能力開発校で行う訓練を、委託を受けた各機関、各事業所などが原則3ヶ月の期間で障害を持つ方への職業訓練を行い、就職してもらおうという訓練です。

※委託先により取得可能資格は異なるのでハローワークにあるパンフレットをご覧ください。
※近隣では、みやこ学園が「しごと準備講座」として行っています。

○訓練コース(3ヶ月間)

- ①知識・技能習得訓練コース
就職に必要な知識・技能の習得するためのコース
- ②実践能力習得訓練コース
就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るコース

14 障害者雇用における各種支援制度

* 以下の各支援制度及び助成金等については、要件等がありますので、詳しくは各窓口もしくは障害者就業支援事業所(社会福祉法人みやこ福祉会内)にお問い合わせして下さい。

(1)ハローワーク宮古:0980-72-3329

(2)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

沖縄障害者職業センター:098-861-1254

(3)社会法人沖縄雇用開発協会:098-891-8460(障害者業務課)

(1) ハローワークが窓口となっている制度

制度名	概要	助成期間 (訓練期間)	支給額 (訓練費)
障害者試行雇用 (トライアル雇用)事業	障害者を原則3ヶ月間、試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れてもらい、その後に常用雇用への移行を図ることを目的とする。トライアル雇用終了後にトライアル雇用奨励金が事業主へ支給される。	原則3ヶ月	月4万円
特定求職者 雇用開発助成金	ハローワーク等の紹介で常用雇用として障害者を雇用した場合、雇い入れた障害者に支払った賃金の一部を国が一定期間助成する。	1年6ヶ月 ～ 2年	90万円 ～ 240万円
職場適応訓練	障害者等の能力に適した作業について、事業所内で訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうことを目的とした制度。訓練期間中、事業主には訓練費が、訓練生には訓練手当てが支給される。	6ヶ月以内 (重度障害者:1 年以内)	月 24,000円 (重度障害者: 25,000円)
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害及び発達障害のある方を試行的に雇用し、週10時間以上の就業から始めて、一定期間中に、週20時間以上の就業を目指すことを目的とした制度。奨励金が事業主に支給される。 また、同時期に2~5人のグループでステップアップ雇用を実施し、支援担当者を専任して対象者たちの援助を行う場合には、この奨励金に加えて、グループ雇用奨励加算金が支給される。	6ヶ月～ 12ヶ月	1人につき 月 25,000円 + (1グループに 月 25,000円)

発達障害者 雇用開発助成金	地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して支給される。	12ヶ月 ～ 18ヶ月	30万円 ～ 135万円
難治性疾患患者 雇用開発助成金	難治性疾患患者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して支給される。	12ヶ月 ～ 18ヶ月	30万円 ～ 135万円

(2) 沖縄障害者職業センターが窓口となっている制度

制度名	概要	支援期間	フォローアップ期間
職場適応援助者 (ジョブコーチ)支援制度	障害者本人、事業所、家族への支援を基本とし、本人が職場で適応、定着できるようにジョブコーチを派遣し、直接事業所に入りながら、共に支援していく。雇用の前後を問わずいつからでも、集中的な支援期間が必要に応じて設定出来る。また、集中的な支援の後もフォローアップ期間が設けられており、その期間内にも相談及び支援を行うことができる。	1ヶ月 ～ 7ヶ月	支援期間 終了後から 原則1年間

(3) 沖縄雇用開発協会が窓口となっている制度

制度名	概要
障害者施設設置等 助成金	障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。
障害者介助等助成金	<p>重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を、常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するもの。</p> <p>I. 重度中途障害者等職場適応助成金 II. 職場介助者の配置又は委託助成金 III. 職場介助者の配置又は継続措置に係る助成金 IV. 手話通訳担当者の委託助成金 V. 健康相談医師の委託助成金 VI. 職業コンサルタントの配置又は委託助成金 VII. 業務遂行援助者の配置助成金 VIII. 在宅勤務コーディネーターの配置又は委託助成金</p>

* 各種助成金については対象障害、助成率、支給限度額等、支給期間等の要件がありますので、窓口にお問い合わせください。

15 重度判定(重度知的障害者判定)について

高等部3年生の一般就労を希望する生徒を対象に、障害者職業センターによる重度知的障害者判定の検査が行われます。簡単な器具を用いた検査や、本人・保護者・担任からの聞き取り調査などが行われます。

ここでの重度とは、療育手帳の判定とは異なります。また重度に判定されたからといって、一般企業で働けないということでもありません。

企業側にとっては障害者を採用しやすい状況を作る場合もあります。例えば、企業には、法律により一定の割合(法定雇用率)に相当する人数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。重度と判定された障害者を一人雇った場合、助成金等が増えたり雇用率が2人分で計算されます。

障害者(重度判定されない)1人雇う → 雇用率は1人

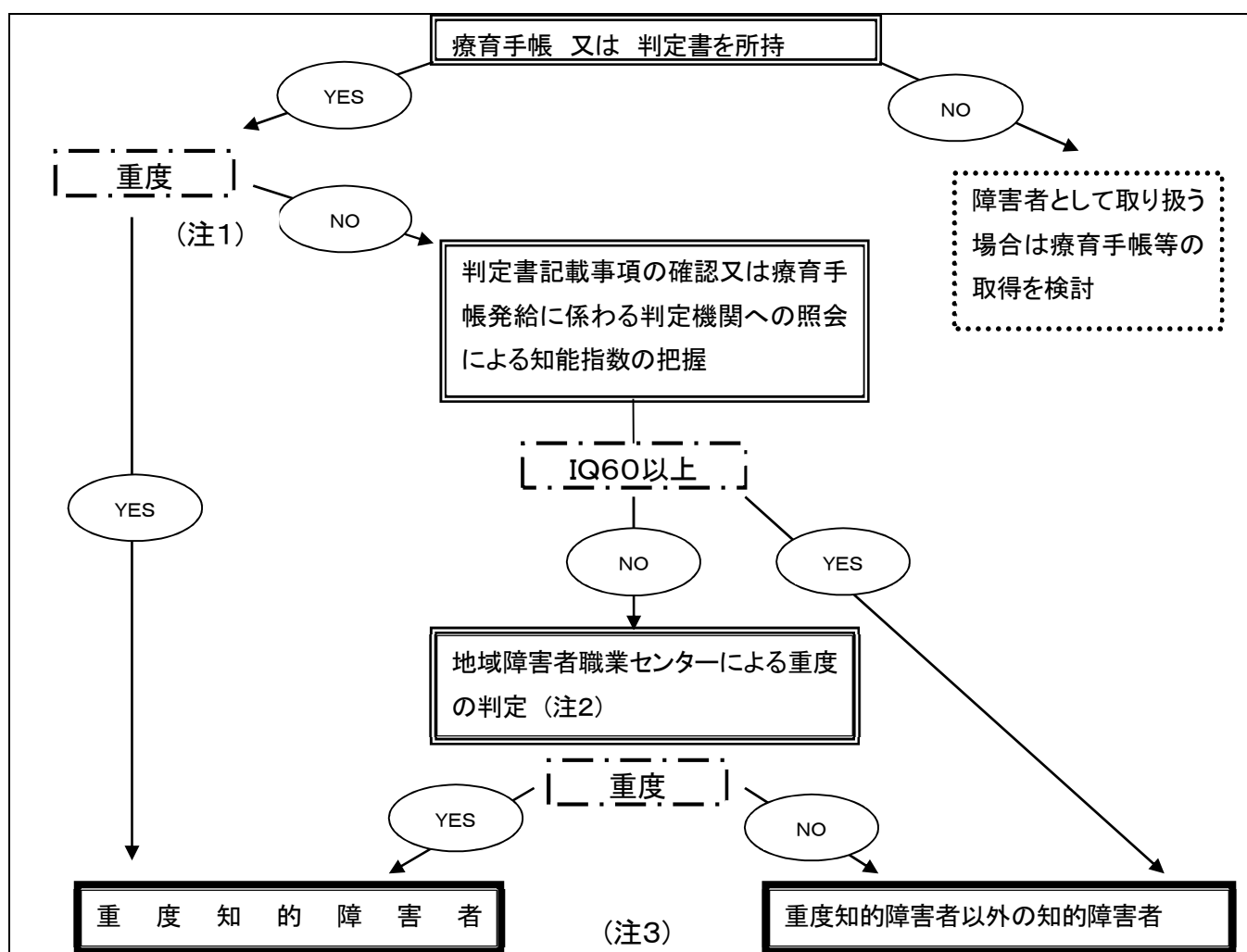
障害者(重度判定された)1人雇う → 雇用率は2人(ダブルカウント)

重度判定は、IQ59以下の者が対象となります。

・IQ=～49……器具検査による判定(手腕作業検査)

・IQ=50～59……社会生活能力調査(コミュニケーション、移動能力、生活能力等)

重度知的障害者判定業務の流れ



(注1) ここでいう「重度」とは、療育手帳「A1」又は「A2」と判定された者、判定書(児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健センター等によるもの)で療育手帳の重度相当、年金の1級相当等と判定された者。

(注2) IQが60未満の場合、地域障害者職業センターへ重度判定を依頼。

(注3) 地域障害者職業センターから、公共職業安定所と本人に文書でそれぞれ結果を通知

進路の手引き(令和4年度)

平成22年1月20日	第1版発行
平成22年12月24日	第2版発行
平成23年12月22日	第3版発行
平成24年12月21日	第4版発行
平成25年12月20日	第5版発行
平成26年12月19日	第6版発行
平成27年12月18日	第7版発行
令和元年9月12日	第8版発行
令和2年5月29日	第9版発行
令和4年4月18日	第10版発行

沖縄県立宮古特別支援学校

〒906-0002

沖縄県宮古島市平良字狩俣 4005-1

Tel:0980-72-5117 Fax:0980-72-5320